

窓空宛名

〇〇市長  
〇〇 〇〇

印

〈お問い合わせ先〉 〒000-0000  
〇〇市〇〇町1丁目2番3号  
国保課  
電話 000-000-0000

## 差 押 予 告

あなたの滞納額については、再三再四納付をお願いいたしましたが、いまだに履行されていません。当庁としては、これ以上滞納を放置することは出来ません。つきましては、下記支払期限日までに必ず納付してください。

もし、納付もされず、連絡もない場合には、賦課徴収を公平に執行すべき立場から、不本意ながら法律の定めるところにより、財産（不動産、給与、報酬、預貯金、生命保険類、債権、その他）を調査し、滞納処分を執行いたします。

\*本状と行き違いに納付されました場合は悪しからず御了承ください。

賦課年度	(通知書番号) 科目名	対象年度	期月	納期限	整理番号			支払期限日	備考
					(円) 未納額	(円) 督促料	(円) 延滞金	訪問予定日	
							(円) 計		
合 計					(円)				

## 延滞金の計算方法

納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額または納入金額（1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3%の割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。